請　願　文　書　表

受理年月日	平成 30 年 8 月 30 日	請願者	近江八幡市北之庄町１１５５ 近江八幡市平和委員会　代表　奥野昭夫
受理番号	請願第　1　号		
請願件名	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を求める請願		

請願要旨

【請願趣旨】

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た昨年 7 月 7 日、国連において 122 カ国の圧倒的多数の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。条約はその前文で「ヒバクシャにもたらされた容認しがたい苦難に留意し」と述べ、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け道」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国の国民の願いに応えるものとなっています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。条約は 50 カ国が批准した 90 日後に発効するものとされ、発効後は条約に反するあらゆる活動が国際社会の非難の対象となります。核保有国とその「核の傘」の下にある同盟国は、条約への不参加を表明していますが，条約が発効すればそれらの国々も政治的、道義的な拘束から免れることはできません。広島と長崎への原爆投下という核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本こそ、核兵器の禁止に進んで賛同し、核保有国などを説得して推進の先頭に立つべきではないでしょうか。

その方向こそ、核兵器を持つ国々と持たない国々との橋渡し役を務めると、自ら明言した政府のとるべき態度といえます。 昨年 9 月 20 日には核兵器禁止条約への署名が開始され、世界が核兵器禁止に向けて大きく動き出しました。滋賀県においても核兵器廃絶を求める「ヒバクシャ国際署名」の呼びかけ人に、元県知事の武村正義氏と国松善次氏が名を連ねています。

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名・批准をし、また、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議および検討会議に参加することを求める意見書を日本政府と関係機関に送付してくださるよう請願いたします。

紹介議員	川崎　益弘　　井上　佐由利